

V 計画の推進に向けて

1. 本計画の庁内への周知徹底及び庁内連携体制の充実

男女共同参画社会の実現という大きな目標は、本計画の施策・事業に直接かかわる関係部署のみならず、庁内全体で共有・実現していくことが重要です。

そこで、職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って行政運営ができるよう、庁内全体を対象に本計画の周知を図ります。

また、本計画は男女共同参画意識の普及啓発をはじめ、人権教育、平和、国際交流、保健、福祉など、その分野は多岐に渡って展開されるため、庁内の横断的な連携を図るための体制充実を図ります。

2. 市民、企業等との協働及び関係団体・機関との連携強化

男女共同参画社会の実現という大きな目標は、行政のみならず、市民や地域、企業がそれぞれの立場から主体的に活動するとともに、互いに連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。また、男女共同参画を取り巻く関係団体・機関との連携が必要不可欠です。

そこで、市民や地域、企業へ本計画を広く周知し、男女共同参画社会の実現に向けた機運を高めていくとともに、それぞれの立場での主体的な活動を促進します。

また、国や県をはじめ、県男女共同参画センターや配偶者暴力相談支援センター、NPO法人等の関係機関・団体との連携を強化し、本計画に位置づけられた施策・事業の効果的・効率的な推進を図ります。

3. 計画の適切な進行管理

本計画の推進にあたっては、位置づけられた施策・事業が滞りなく進捗しているかを定期的に管理していくことが重要です。また、本市の特性やニーズ等市民の声に耳を傾け、それらを反映した施策の展開が必要です。

そこで、施策の進捗確認及び関連する事業の点検・評価を毎年実施するとともに、複数課が関係する取り組みについては、点検・評価の取りまとめを行う課を明確にし、適切な評価を行う仕組みを構築します。また、結果を庁内の「宜野湾市男女共同参画行政推進本部・実務者会議」及び有識者や関係機関・団体代表、公募市民等で構成される「男女共同参画会議」において報告し、計画の適切な進行管理及び施策・事業の改善等につなげていきます。